

## お知らせ

### 鶴川駅周辺再整備プロジェクト等に係る 動画配信及び説明会

「鶴川駅周辺再整備プロジェクト」及び「鶴川駅北口広場整備工事」に関する情報を、YouTube「町田市公式動画チャンネル」で配信します。鶴川駅周辺に在住、在勤、在学の方及び利

害関係者向けの動画配信です。

配信日7月12日(月)

●動画が視聴できない方向けに説明会を開催します

日7月15日(休)午後6時30分～8時(場)和光大学ポプリホール鶴川ホール(定)140人(先着順)／新型コロナウイルス感染防止のため、定員を減らす場合があります。

問地区街づくり課☎724・4214

前町田市消防団長・佐藤 誠氏

### 令和3年春の叙勲(瑞宝双光章)を受章しました

問防災課☎724・3254

長年にわたる消防活動への多大なる尽力が評価され、前町田市消防団長の佐藤誠氏が令和3年春の叙勲(瑞宝双光章)を受章しました。今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、国に代わり市で5月18日に伝達式を行い、賞状とメダルが手渡されました。



### 公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	7月2日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-2～5		直接会場へ問教育総務課☎724・2172
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	7月12日(月)午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ
ごみの資源化施設地区連絡会(町田リサイクル文化センター周辺エリア)	7月12日(月)午後6時から	忠生市民センター2階ホール	3人程度(申し込み順)	事前に電話で循環型施設整備課(☎724・4384)へ
町田市環境審議会	7月13日(火)午後6時30分～8時30分	市庁舎 ※会場の詳細は申込時にお伝えします。	3人(申し込み順)	7月12日までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ
町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	7月14日(水)午後6時30分～8時	市庁舎3階会議室3-1	3人(申し込み順)	事前に電話でいきいき総務課(☎724・2916)へ
町田市国民健康保険運営協議会	7月15日(木)午後3時30分～5時30分	市庁舎3階第1委員会室	3人(申し込み順)	7月8日までに電話で保険年金課(☎724・4027)へ
町田市立図書館協議会	7月21日(水)午前10時～正午	中央図書館6階ホール	5人(申し込み順)	事前に電話で中央図書館(☎728・8220)へ

### 明るい選挙について自由に描いてみよう！ ポスターを募集します

明るい選挙を呼び掛けるポスター作品を募集します(応募者全員に参加賞有り)。応募作品の著作権は主催者に帰属します。なお、作品は啓発紙等への掲載や、展示会等で展示することがあります。

対市内在住、在学の小学生～高校生  
画材描写材料は自由(紙や布を使用した貼り絵も可) サイズ画用紙の4つ切り(542mm×382mm)、8つ切り(382mm×271mm)またはそれに準じる大きさ 作品裏面の右下に、学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記し、9月10日までに直接選挙管理委員会事務局(市庁舎9階)へ(学校を通じて提出する方は、学校で決

められた日まで)。

問選挙管理委員会事務局☎724・2168

### 移動図書館そよかぜ号

#### 巡回日程表を配布しています

そよかぜ号の日程表は、各市立図書館、各市民センター等で配布しています(町田市立図書館HPでダウンロードも可)。そよかぜ号では、本の貸し出し・返却・予約のほか、利用券の発行もできます。日程表をご覧ください。巡回場所等の詳細は、町田市立図書館HP(右記二次元バーコード)をご覧ください。

問さるびあ図書館☎722・3768、堺図書館☎774・2131

### 町田市マイナンバーカードセンターがオープンします

問市民課☎860・6195

7月25日(日)にマイナンバーカードセンターがオープンします。

詳細は市HPをご覧ください。

受付日時火・木・土・日曜日＝午前8時30分～午後5時、水・金曜日＝午前8時30分～午後6時30分

休所日日曜日、祝休日、毎月第3土曜日の翌日の日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)。システムメンテナンスにより、臨時休所をする場合があります。

所在地レミィ町田5階(原町田6-8-1)

※駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください。

#### 【取扱業務】

○マイナンバーカードの業務＝申請・再交付申請、受け取り、暗証番号初期化・変更、住所・氏名等変更、紛失・廃止届、有効期間変更、一時

停止解除、申請取消

○電子証明書業務＝新規発行、暗証番号初期化・変更、失効

○マイナンバーカード申請のための顔写真撮影

○マイナポイント申し込み支援(9月30日まで)

○マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込み支援

#### 【注意事項】

7月25日以降、市庁舎ではマイナンバーカードが受け取れません。マイナンバーカード受け取り以外の手続きは、引き続き市庁舎でも行います。

なお、マイナンバーカードセンターでは、マイナンバーカードに関する手続きのみを行いますので、転入、転居、転出、戸籍の届出や証明書の発行はできません。

### 介護保険に関するお知らせ

※介護保険のしおりは、介護保険料決定通知書に同封しています。

#### 2021年度から介護保険制度が改正されました

##### 介護保険料が変わりました (介護保険のしおりP.32・33参照)

#### 【介護保険料月額基準額を5450円から5750円に改定しました】

今後3年間に必要とされる介護サービス量の見込みを立て、介護サービスの提供に必要な費用を推計した結果、4月からの介護保険料月額基準額を5750円に改定しました。

ご自身の介護保険料額は7月1日発送の「介護保険料納入通知書(決定通知書)」をご確認ください。

#### 【所得要件の算出方法が変わりました】

##### ○第1段階から第5段階の場合

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円控除した額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は0円とする)。給与所得と課税年金所得が両方ある方に対する所得金額調整控除が適用されている場合は、当該所得金額調整控除の額を加えて得た給与所得から10万円を控除します。

##### ○第6段階から第15段階の場合

合計所得金額に給与所得または課

税年金所得が含まれている場合は、給与所得及び課税年金所得の合計額から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は0円とする)。

問介護保険課係☎724・4364

#### 認定有効期間の延長

4月1日から、更新申請における認定有効期間の上限が36か月から48か月になりました。

問介護保険課認定係☎724・4365

#### 施設利用時の食費・居住費を軽減する制度の適用要件が変わります

※8月利用分から(介護保険のしおりP.22参照)

ショートステイを利用する際や介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型特別養護老人ホーム)に入所・入院したときにかかる食費・居住費を軽減する制度について、下記の2点が変更になります。

1.所得要件の第3段階について、「本人年金収入等が80万円超」から、下記の2つに細分化されます。

- (1) 本人年金収入等が80万円超120万円以下
- (2) 本人年金収入等が120万円超

2.資産要件について「本人(単身)1000万円、夫婦で合計2000万円以下」から、利用者負担段階ごとに預貯金額が設定されます。

問介護保険課給付係☎724・4366

#### サービス利用料が高額になったときの利用料の一部をお返しする制度の適用要件が変わります ※8月利用分から(介護保険のしおりP.24参照)

介護保険では、1か月ごとの利用者負担が所得区分に応じた負担上限額を超えると、超えた額を高額介護サービス費としてお返ししています(対象の方には、町田市から申請書をお送りしています)。

1.年収約770万円以上約1160万円未満の方の負担上限額が、4万4400円(世帯)から9万3000円(世帯)に変更となります。

2.年収約1160万円以上の方の負担上限額が4万4400円(世帯)から14万100円(世帯)に変更となります。

問介護保険課給付係☎724・4366

#### 「介護保険負担限度額認定証」「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」は更新手続きが必要です

「介護保険負担限度額認定証」「生

計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」の有効期間が7月31日で終了します。同認定証・確認証をお持ちの方が、8月1日以降もそれぞれの軽減を受けるためには更新手続きが必要です。

問各申請書(介護保険課(市庁舎1階)、各高齢者支援センターで配布、市HPでダウンロードも可)に記入し、必要書類を添えて、8月31日まで(消印有効)に直接または郵送で、現在入所中の市内施設、または介護保険課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※新型コロナウイルス感染防止のため、申請書のダウンロードや郵送申請にご協力ください。

問介護保険課給付係☎724・4366

#### 「介護保険負担割合証」を7月14日に発送します

介護認定を受けている方に、8月1日からお使いいただく「介護保険負担割合証」を7月14日に発送します。

届きましたら、ケアマネジャーや利用している介護保険サービス事業所にご提示ください。なお、適用期間の終了年月日が令和3年7月31日となっている介護保険負担割合証は、8月1日以降、使用できません。

問介護保険課給付係☎724・4366